


所管部課	企画財政部公共施設等マネジメント課	部長	田代雄己		
件名	東大和市ふれあい広場運営者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について				
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 改正理由					
<p>東大和市ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）の運営者の運営期間が平成30年度で満了するため、ふれあい広場の運営者を選定する必要性が生じた。</p> <p>ふれあい広場の運営者の選定については、ふれあい広場運営者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置して行っている。改正前の委員会は、すべての部長の職にある者で構成していた。</p> <p>平成31年度以降の運営者を選定するに当たっては、2回目の選定となることから、選定事務を効率的に行うため、委員会を構成する委員の見直しを行い、当該設置要綱の一部を改正したものである。</p>					
(2) 主な改正点					
<p>当該設置要綱第3条第1項の委員の構成に係る部分</p> <p>【改正前】 委員会は、副市長及び部長の職にある者をもって組織する。</p> <p>【改正後】 委員会は、副市長、企画財政部長、総務部長、市民部長及び福祉部長の職にある者をもって組織する。</p>					
(3) 施行日					
<p>決裁日から施行する。（平成30年12月21日付け市長決裁）</p>					
(4) 影響及び効果					
<p>ふれあい広場の運営者の選定事務を、効率的に行うことができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>現在の運営者によるふれあい広場の運営期間</p> <p>平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>改正後の設置要綱により、事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。